

「帯広市の建設工事等の請負契約に係る指名基準の運用基準」

建設工事等競争入札参加資格審査委員会および建設工事等入札指名委員会に関する要綱（昭和55年4月1日施行）第13条に定める指名基準の運用に関し次のとおり定めるものとする。

記

指名基準の留意事項	
1 審査基準日以降における不誠実な行為の有無	<p>以下の事項に該当する場合は、指名しないこと。</p> <p>(1) <u>帯広市の建設工事等の請負契約に係る指名停止等の措置に関する要領</u>（平成6年12月1日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中であること。</p> <p>(2) 帯広市発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められること。</p> <p>① 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。</p> <p>② 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。</p> <p>(3) 警察当局から、帯広市長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事から排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不適当であると認められること。</p>
2 審査基準日以降における経営状況	<p>会社更生法に基づく会社更生手続開始の申立てがなされ一般競争（指名競争）入札参加資格申請事項の変更届がなされていない場合又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が極めて不安定である場合は指名しないこと。</p> <p>なお、単に赤字決算であることのみをもって、直ちに指名から除外しないこと。</p>
3 審査基準日以降における工事成績	<p>(1) 前年度に完了した工事のうち、当該工事の成績（帯広市建設工事施工成績評定基準（平成11年4月1日施行）に規定する工事成績をいう。以下「工事成績」という。）に、標準的な施工内容と評定される総合評価点を下回ったものがあつた場合には、指名を考慮すること。</p> <p>(2) 工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(3) 工事成績の平均が過去2年連続して80点以上であること等工事の成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。</p>
4 当該工事に対する地理的条件	<p>本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での工事实績等から見て、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
5 手持ち工事の状況	<p>手持ち工事の状況から見て当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
6 当該工事施工についての技	<p>以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。</p>

術的適性	<p>(2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。</p> <p>(3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。</p> <p>(4) 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。</p> <p>(5) 発注予定工事において、配置予定の技術者及び施工計画等が適正であること。</p>
7 審査基準日以降における安全管理の状況	<p>(1) 指名停止要領に基づく指名停止期間中である場合は、指名しないこと。</p> <p>(2) 帯広市発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。</p> <p>(3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(4) 帯広市発注工事について過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上を負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。</p>
8 審査基準日以降における労働福祉の状況	<p>(1) 賃金不払の状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。</p> <p>(2) 帯広市発注の建設工事について建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済契約を締結していないかどうか、又は証紙購入若しくは貼付が不十分かどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(3) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組んでいること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。</p>
9 審査基準日以降におけるその他の状況	<p>帯広市発注工事の入札参加について、建設工事等入札心得その他の入札に関する条件違反又は無効入札を行うなどの行為があった場合には、指名を考慮すること。</p>

(注) 審査基準日以降における状況等に係る事項については、必要があると認めるときは、審査基準日以前の状況等も勘案し、当該状況等を判断することができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成6年12月1日から施行する。
- 2 この基準は、平成9年12月15日から施行する。
- 3 この基準は、平成12年4月1日から施行する。